

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に基づき、市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（審議会の設置）

第8条 法第五条の7第1項の規定に基づき、亀山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（審議会の所掌事務）

第9条 審議会は、市内における一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議する。

（審議会の組織）

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民組織の代表
- (2) 事業所等の代表
- (3) 廃棄物処理業者の代表
- (4) 再生資源回収業者の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 市職員

(審議会の委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

(会長及び副会長)

第7条 条例第8条に規定する亀山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(雑則)

第10条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。